

北海道大学法学部における 知的財産法教育

北海道大学大学院法学研究科 教授 吉田 広志



要 約

本稿は、北海道大学大学院法学研究科・法学部に所属する筆者が、これまで約18年間に渡って携わってきた知的財産法教育をまとめたものである。教育の方針や内容は、授業の受講者や授業の目的によって微妙に異なるが、共通する点もある。広く一般向けに行われる「知財教育」と、大学における専門教育では異なる点もあるだろうが、本稿では、専門教育としての知的財産法教育について焦点を絞って述べたつもりである。

目次

1. はじめに
2. 北海道大学における知財教育の概要
 2. 1. 法学部・法学研究科における教育
 2. 2. 理系大学院における教育
 2. 3. オープンキャンパス等の単発セミナー
3. 法学専門家が行う「知財教育」とは
4. ①法学部・法学研究科における教育方針—講義編—
 4. 1. 法学教育とは遵法精神を涵養することか？
 4. 2. 法学は将来役に立つ学問か？
 4. 3. 法学が役に立つ場面とは？
 4. 4. 法学部講義の到達点
5. ①法学部・法学研究科における教育方針—ゼミ編—
 5. 1. アクティブ・ラーニングとしてのゼミ学習
 5. 2. ディベートの方式
 5. 3. 学習に勝敗を付ける意味
 5. 4. ディベートで鍛えられるジェネリックな能力—思考の瞬発力—
 5. 5. プレゼンテーション能力とグループの調整能力
 5. 6. 親善ディベート大会
6. ②理系大学院向けの教育方針
 6. 1. 発明者教育としての知財教育
 6. 2. 理系大学院生に法律専門家が教育を行う意味
 6. 3. 理系大学院生にも必要な批判的精神
 6. 4. 理系大学院生と弁理士資格
 6. 5. 院生からの要望で設けた著作権講義
7. ③オープンキャンパス等のセミナー
8. 結びに代えて

道大学において知的財産法を専門とする筆者がどのような教育を行っているか、本誌編集ご担当から紹介する機会をいただいた。自分の行っている教育をまとめた形にしたことはなかったので、非常に良い機会と思い、これまでの教育を振り返ってみた。

大学教員の職務は、大きく分けると研究、教育、および学内業務の3つである。このうち本稿では教育について紹介することになるが、筆者が現在担当するのは、

- ①法学部・法学研究科における講義・演習
- ②理系大学院向けの講義
- ③オープンキャンパスや企業・団体など、個別に依頼を受けて行うセミナー

の3つに分けられる。これらは講義の聴き手、目的、手段など様々であって、個別にフィットした講義を行うよう心掛けているが、他方、この3つを通じた一貫した方針もある。

まずこの3つを簡単に紹介しよう。なお本稿は、筆者個人の担当する教育のみ紹介するものである。北海道大学は大きな大学であるため、筆者が把握していない範囲で知財教育が行われている可能性もあるが²⁾、それには触れない。また本稿は、いつも以上に筆者の私見が含まれているため、その点にご留意いただきたい。

2. 北海道大学における知財教育の概要

2. 1. 法学部・法学研究科における教育

①は、いわゆる一般的な法学部・法学研究科（大学院）の科目としての講義や演習（ゼミ）である。

まず講義であるが、北海道大学法学部のカリキュラムでは、知的財産法は選択必修科目であり、3・4年

1. はじめに

筆者は、北海道大学大学院法学研究科・法学部に所属する教員である¹⁾。縁あって北海道大学に勤務して間もなく満18年になろうとしているが、今般、北海

生向けとして4単位（1回90分・週2回×15週）設定されている。憲法や民法のような基礎科目ではなく、応用科目の位置づけである。したがって法学部生が全員受講するわけではないが、おおむね、法学部生（1学年は200人強）のうち6割程度の学生が履修しているようである。3年生が多いが4年生も履修でき、受講者数は例年120～150人程度である。これは、3・4年生向けの講義としては他の科目に比べて多い方である。

講義内容は、不正競争防止法6回、商標法5回、特許法9回、著作権法7回、その他総説など2回で構成している^③。時間の関係で、実用新案法は特許法の中で、意匠法は不競法や著作権法の中で若干触れるに留まっている。

講義の後には出席票（コメントペーパー）の提出を求めてそこで質問を受け付け、目ぼしいものは次回講義の冒頭で返答するようにし、できるだけ双方向性を確保している。単位は比較的取り易いと噂されているようである。

学部のゼミは、2年生向け2単位（週1回×15週）と3・4年生向け6単位（週1回×30週）であり、どちらもディベートを中心としたいわゆるアクティヴ・ラーニングを行っている。北海道大学では2年生から本格的に専門教育が始まるため、2年生向けのゼミでは、文献の調べ方や検索の仕方、裁判例の読み方等、これから法学部で勉強するための基礎的な学習も取り入れている。

3・4年生のゼミでは、不正競争防止法や著作権法を題材としたディベートを行っている。後述するように、法学部で学んだことを将来の仕事に直接生かすことは難しいが、立場の異なる者に対して説得力ある議論をする力は、仕事を行う場面でも通用性が高い。知的財産法の学習とともに、将来の仕事で活用できるジェネリック・スキルを鍛えている。また、例年、早稲田大学や立教大学と親善ディベート大会を開いている。

大学院の教育はもっぱら中山一郎教授にご担当いただいているが、筆者も2単位ほど研究大学院向けの専門的な講義を行っている。現在の大学院は留学生が中心である。筆者は法科大学院の教育は担当していない。

2. 2. 理系大学院における教育

②であるが、北海道大学には、大学院共通講義というものがある。これは大学院生であれば、所属にかか

わらず誰でも自由に受講できる、全学横断的な講義である。理系を中心に実に多種多様な講義が設定されており、総合大学ならではの魅力的な講義が詰まっている。

その1つとして筆者が担当しているのが、題して『『理系のための』知っておきたい特許制度』^④という理系大学院生に向けた特許制度の講義である。弁理士先生方には、これが最もイメージしやすい知財教育ではないだろうか。この講義は、理系大学院生であれば、医学であろうと農学であろうと地球科学であろうと、誰でも受講できる間口の広い講義である。

これは2単位（週1回×15週）で提供している。例年であれば、教室や予算の関係で多くても120人程度しか受け入れられなかったが、2020年はオンライン授業（オンデマンド形式）となったことで教室の制約がなくなり、受講者は280人近い数となった。オンライン授業は苦勞も多いが、怪我の功名というべきだろうか。①と同様、コメントペーパーによって双方向性を持たせている。

2. 3. オープンキャンパス等の単発セミナー

③は、不定期・単発で依頼を受ける簡単なセミナーである。著作権を中心とした知的財産は、近年非常に身近になっており、北海道大学オープンキャンパスではほぼ毎年依頼を受け、主に高校生相手に著作権を題材としたセミナーを行っている。また、民間企業や資格団体などから単発で依頼を受けることもある。なお、日本弁理士会の会員向けセミナーは、教育というよりは、専門性の高い研究発表という色彩が強いので、ここには含めていない。

3. 法学専門家が行う「知財教育」とは

ところで、大学教育には、高校までのような学習指導要領なるものは存在しない。個々の教員がその専門知識と見識をもって自由に講義を行うところに大学教育の特徴がある。したがって筆者は、どのような教育であっても、弁理士・理系（化学）・企業実務出身という筆者固有のキャリアを生かしつつ、法学部教授という立場から教育を施すという点を忘れないように心がけている。

例えば、「大学における知財教育」という言葉を聞いて、多くの方が最初に想像するフレーズは、若く好奇心溢れる学生たちに対して「権利を守りましょう」「海賊版は買ってはいけません」「SNSの扱いは気を

付けて」「出典なしで文献引用してはいけません」といったものではないか。これらを称して（揶揄して）「べからず法学」という。もちろん、法で禁止されている行為を行えば損をするのは学生自身であるし、下手をすれば大学自体も世間の評判を損なう恐れもある以上、やってはいけないことを教える意義がないとは言わない。知財教育は、規範意識の涵養も大事ではある。

しかしそれは、法律専門家である筆者の仕事ではないように思っている。

法律専門家の立場からの法教育を行うことが、筆者の職務である。法律家が行う法教育で最も大事なことは何か。それは自由と民主主義を大前提とした上で、第一に、法を正確に理解させるという点である。そして第二に、現在の法の在り方やその是非を批判的に検討できる視点を養うという点である（以下、これを「共通目的」とする）。専門家としての法律家が行う教育は、分野が異なっても、この点を忘れてはならないと考えている。

これは、上に述べた「べからず法学」と何が異なるか。この点は、以下で具体的に紹介する中で触れていきたい。

4. ①法学部・法学研究科における教育方針—講義編—

4. 1. 法学教育とは遵法精神を涵養することか？

①は法学部・法学研究科という筆者のホームグラウンドで行う教育であり、理系出身の多い弁理士先生方にはやや馴染みがないと思われるゆえ、かえって興味をひくのではないだろうか。

①では、法曹など法律の専門家を目指す者を始めとして、専門知識として法律を修めることを希望して学部・大学院に入ってきている者が受講者であるため、先に述べた「共通目的」をいわば強化した個別目的を定めている。すなわち、法の目的や趣旨、個別の条文や裁判例の体系的で正確な理解を促し、その上で、現行法や裁判例はもちろん、マスコミ報道やインターネット上の言説まで含め、知的財産のあり方について批判的な観察ができるようになることが到達目標である。

この中には、「遵法精神の涵養」は含まれていない。もちろん、学生が遵法的であること自体は好ましいことだが、それが過剰となると、仮に現行法やその運用が誤っている場合に、それを見過ごしてしまう可能性

がある。権力が法やその運用を誤った場合、法律家がそれを正さなくて誰が正すのか。法律家は、常に批判的精神を忘れてはならないのである。過剰な遵法精神は、時としてその障害となることがある。

4. 2. 法学は将来役に立つ学問か？

法学部と聞くと、多くの者が法曹を志望し、成績優秀な者から法科大学院に進学するようなイメージを持たれているかもしれないが、それは実態とは異なる。北海道大学法学部では、卒業後に法曹を志望して法科大学院に進学する者の割合は、全体の20～25%程度であり、これは以前から大きな変化はない。また、決して成績上位の2割ないし2割5分が順に進学するわけではなく、学部時代は低調な成績ながら、法科大学院に入ったのちに心を入れ替えて勉強に励み、見事司法試験に合格する者も決して少なくない。

したがって、法学部を卒業したとしても、法律を専門知識として活用して仕事を行う者は、決して多数派とは言えない。法学部を始めとした文系は、「仕事で直接に役に立つ勉強を大学で」修めることはそもそも難しいのである。そのような受講者に対してどのような講義をするのか、筆者も長年悩んできたが、ここ4～5年は解答らしきものに辿り着けた気がしている。

幸い、知的財産に向けられた世間的な関心は、一時ほどの熱狂は無くなったものの、いまだに継続しているように思う。特に、呼吸をするが如くインターネットやSNS、スマートフォンを使いこなす若い学生達にとっては、著作権や営業表示を中心とした知的財産法は、身近な話題として強く意識され、関心を引いている。

しかし、身近な話題であるがゆえに、大小のメディア・マスコミによって取り上げられる機会も多く、その中には、法律的に誤った解説が為されていたり、一部の既得権益層に有利なように歪められて報じられることが少なくない。したがって筆者としては、学生は誤った（が言い過ぎであれば不正確な）先入観を持っているかもしれないという前提で、講義をしなければならない。

4. 3. 法学が役に立つ場面とは？

例えば、東京オリンピックのロゴマークが、当初案から差替えられたことは記憶に新しいところであろう。TokyoのTの字をモチーフとした最初の案は、

いずこかの外国に存在したデザインを「パクった」としてスキャンダラスに報道され、現在のロゴに差し替えられた。しかし、知的財産法の専門家の眼から見ると、あのデザインを著作権侵害とする方は少数派であるように思う（アイデアの類似に過ぎない）。少なくとも筆者は非侵害だと思った。しかしマスコミは、鬼の首を獲ったかの如く組織委員会やデザイナーに非難を浴びせた。このようなマスコミ報道に対して、法学部生はどのような立場を採るべきか。



図1 東京オリンピックロゴの旧デザインと類似のデザイン

もちろん、正解が1つに絞られるような問いではない。しかし一例として以下のような（やや大げさな）批判的考察があり得るだろう。

すなわち、法的に何の問題もない事象について、あたかも重大犯罪が行われたかのような社会的風潮が形成され、大衆を扇動したマスコミによってスケープゴートが生み出された。これは法に基づかない、いわば「私刑」であって、法治国家では肯定できない風潮である、と。したがって、この報道は直ちに信用すべきではない、下手をすると私刑に加担することになりかねない、という自己決定がなされることになる。

もう一つ、例を挙げよう。近年の大ヒットマンガである『鬼滅の刃』をご存じだろうか。もちろん筆者も全巻隅から隅まで読み通したが、ここで感想を書いているととても紙幅に収まらない。あまりのスマッシュヒットに単行本の増刷が追いつかず、海賊版が出回ってしまったと報道された⁵⁾。電子書籍の海賊版ならともかく、今どき紙の海賊版が出回ったところに鬼滅の刃の切れ味の凄みを感じられるが（閑話休題）、版元である集英社は当然、「海賊版を購入することはやめましょう」というキャンペーンを行っている。

これについて、知的財産法の専門教育で、「海賊版を買うことはやめましょう」と講義するべきなのだろうか。筆者は、「否」と考えている。

なぜなら、海賊版すなわち著作権侵害物の購入自体

は、違法ではない。したがって「やめましょう」と講義すると、学生はそれが違法であると誤解し、法律の正確な理解を妨げる恐れがあるからである。

著作権の排他的効力は、著作権法21条以下の法定の行為にしか及ばない。その中に、著作権侵害物の購入（譲受）を禁止する行為は含まれていない（頒布の目的等を伴った所持に限り、著作権侵害とみなされるにすぎず（同法113条1項2号）、いわゆる単純所持は禁止されていない）。ましてや、海賊版の読書それ自体が違法となることもない。

したがって集英社のキャンペーンは、漫画家を守るための呼びかけに過ぎず、法的効果を伴うものではないのだな、しかし、海賊版が流布しては漫画家のインセンティブが損なわれることは明らかだから、買わないことが著作権法の法意に沿うのだな、というのが法学部生が辿り着くべき解答の一例である。

4. 4. 法学部講義の到達点

法学部で学んだ者がこのレベルまで考察を進めることができれば、法専門教育としては成功と言えるだろう。法学部で学んだことは、たとえそれを仕事で使わなくとも、日々の生活の中で、自分自身が社会の一構成員としてどのように振舞えばよいかを教えることがある。法学部で勉強したことは、仕事の上で直接に役に立てることは難しいかもしれない。しかし法学は、「会社で役に立たなくとも社会で役に立つ」のである。これが、①の教育の到達点の一例である。

5. ①法学部・法学研究科における教育方針—ゼミ編—

5. 1. アクティヴ・ラーニングとしてのゼミ学習
続いて、演習、いわゆるゼミ学習について紹介しよう。北海道大学法学部でのゼミ学習は、2年生向けゼミ（2単位）と3・4年生向けゼミとに分かれており、後者はさらに半期（3単位）と通年（6単位）に分かれている。北海道大学法学部を卒業するためには、合計6単位以上の習得が必要であるので、最低でも1年間以上何らかのゼミに入る必要がある⁶⁾。

なお北海道大学法学部では卒業論文は選択科目であり、履修する者は毎年数名に過ぎない。したがって、まとまった学習はゼミ学習に限られる。理系出身がほとんどの弁理士先生方からすると、卒業論文が無いというのは驚きかもしれないが、全国の法学部ではむしろ

ろ無いほうが多数派であると聞いている。

ここでは、3・4年生ゼミについて説明しよう。先にも述べたように、筆者の担当する3・4年生ゼミではディベートを中心としたアクティヴ・ラーニングを行っている。題材は、不正競争防止法および著作権法が論点となった実際の裁判例である。

アクティヴ・ラーニングとは、学生が能動的に学習する授業方法で、最近の大学教育が重視している。学生の負担は大きい、最近の学生の多くはむしろアクティヴ・ラーニングを好んでいるように見える。理系のような実験科目が無い法学部はアクティヴ・ラーニングの機会が限られるため、ゼミの時間にディベートのようなアクティヴ・ラーニングを行うことは重要度が高い⁽⁷⁾。

5. 2. ディベートの方式

一口にディベートといっても様々な方法があるが、筆者のゼミでは、3人1チーム（4年生1名、3年生2名が基本）とし、題材となった事案の原告（X）または被告（Y）となって議論を行う。XまたはYどちらを担当するかは抽選等で自動的に定まり、学生は選ぶことができない。したがって、学生は、自己の考えと反対の立場から議論することもある。事案に関しては、裁判所で判決の前提とされた事実（係争物や争いの無い事実等）はディベートにおいても前提とする（争ってはいけない）。また教員たる筆者のほうで、論

点を絞ったり、現実の訴訟にはなかった条件を加えたりして事案を調整することもある。一例として、2019年の題材と日程表を図2に示す。

ディベーターは、XまたはYのいわば弁護士役となって侵害／非侵害との議論を展開するが、裁判官役を置くわけではなく、ディベーターの3人×2チームを除いた残りのゼミ生20名強でジャッジを行う（したがって模擬裁判とは異なる）。ジャッジは、優勢と判断したX／Yに投票する。ドロー判定も可能である。教員たる筆者はジャッジには加わらない。

ディベートは、立論（各8分）→尋問（各6分）→再尋問（各7分）→最終弁論（各5分）で行う（図3参照）。

立論は、自らの立場を論理的に主張するプレゼンテーションパートである。尋問・再尋問は、最もディベートらしいパートで、相手方の主張の不備を突き、非論理的な答弁を引き出すことで自らの優位を示すパートであるが、尋問が拙かったり、相手方の答弁のほうの説得的であれば、かえって相手の立場を強化してしまう戦略的なパートともいえる。最終弁論は、これまでのディベートをまとめた上で最後に自らの論理を再主張するパートである。

ジャッジはディベートを聞いて、どちらのディベーターの主張が論理的・説得的であったかを評価する。ここで注意を要するのは、ジャッジ自身がどちらの結論を採るかではなく、どちらのディベーターを支持す

日時	match	題材	備考
10/ 8	match 1	東京地判平成 20・1・31 [パズルの帝国] 8, 10, 14, 17	パズルAについてのみ
10/15	match 2	大阪地判平成 31・4・18 [猫Tシャツ] new	資料左上
10/17 (木)	match 3	大阪高判平成 26・1・17 [HEART2 審] 大阪地判平成 24・6・7 [HEART1 審] 15, 17	
10/24 (木)	match 4	知財高判平成 25・8・8 [御用邸の月2 審] 東京地判平成 25・3・28 [御用邸の月1 審] 13, 15, 17	不競法 2 条 1 項 1 号の請求として扱う
10/29	準備日		
11/ 5	match 5	東京高判平成 7・1・31 [会社パンフレット 2 審] 7, 15, 17	
11/12	match 6	東京地決平成 28・12・19 [コメダ珈琲] 17	店舗の外観または内観について争う。
11/19	match 7	大阪高判令和 1 年 7 月 25 日 [同 2 審] 大阪地判平成 31・1・24 [コンタクトレンズチラシ 1 審] new	イラストの著作権侵害について争う。
11/21 (木)		テストマッチ	
11/26	準備日		
11/28 (木)		親善ディベート大会 (vs 立教大学)	
11/29 (金)		親善ディベート大会 (vs 早稲田大学)	
12/ 3	準備日		
12/10	match 8	東京地判平成 19・5・30 [ポジフィルム] 9, 12, 14, 16	著作権法上の請求のみ
12/17	match 9	東京高判平成 3・12・17 [木目化粧紙 2 審] 東京高判平成 2・7・20 [木目化粧紙 1 審] 11, 14, 16	現行法。かつ、原告の商品販売から 3 年経過したので 2-1-3 の請求ができないと仮定。
12/24	match 10	最判平成 13・10・25 [キャンディ・キャンディ] 上告審 東京高判平成 12・3・30 [キャンディ・キャンディ] 2 審 東京地判平成 11・2・25 [キャンディ・キャンディ] 8, 12	
1/ 7	match 11	大阪地決平成 25・9・6 [希望の壁] 14, 15, 17	
1/14 (火)	match 12	東京地判平成 20・5・28 [ロクラク著作権] 8, 11, 17	
1/21	予備日		

※ は補講扱い日

※勝ち点制（勝 2 点、分 1 点、負 0 点）。同点の場合は引き分けとし、実際の事案で負けている方がトーナメントを上げる。全チーム 3 戦を終えて、最高点チームが複数ある場合は同点優勝とする。

図2 ある年のディベートの題材と日程表

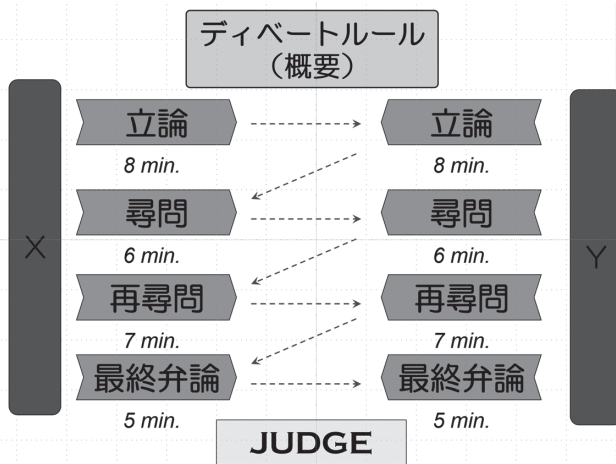


図3 ディベートルール (概要)

るかで評決しなければならない点である。勝敗が分かれた点を中心に、1人2分ほどでジャッジを発表する。

なおこのディベート方法は、早稲田大学の上野達弘教授から伝授された方法である。このディベート方法を習得するために、筆者自身が上野教授（当時、立教大学准教授）のゼミに何度か見学に通ってご指導をいただき、ビデオ等を活用して筆者のゼミに導入したものである。上野教授にはどれほどの感謝をしても足りないことがない。筆者の学問上の師は田村善之教授だが、教育上の師は上野教授だと思っている。どちらも筆者には過ぎた師匠である。

5. 3. 学習に勝敗を付ける意味

ディベート学習は、本番までの準備に相当な時間を要するため（学生にはおおむね3週間かけるように指導している）、実際に勉強する時間はディベートの時間よりもはるかに長い。学生によれば、準備期間は係争物が夢に出てくるそうである。このように、実際の授業時間ではなく、そこに至るまでに相当の勉強を促すようにデザインすることがゼミ学習で大事な点である^⑧。

ディベートの厳しいところは、必ず明確な勝敗として結果が出る点である。1人の学生は1年間に3～4戦ほどディベートを行うが、残念ながら1勝もできずに1年間を終わる学生もいる。教員である筆者としてはゼミ生同士の切磋琢磨を期待してディベートを行っているのだが、この点は、本質的に真面目で負けず嫌いの北大生にとっては良い方向に働いている。初めてディベート学習を取り入れた十数年前は、勝っても負けても単位がもらえることは同じなのだから、果たして学生は真剣に取り組んでくれるだろうかと心配したが、現在ではまったくの杞憂に終わっている。それど

ころか、時として勝敗に涙を流す学生もいるほどである。それは負けた時だけではなく、勝った時であっても、である。これほどに打ち込める学習方法はそう多くはないだろう。

5. 4. ディベートで鍛えられるジェネリックな能力—思考の瞬発力—

ディベート学習は学生が能動的に学習をする、いわゆるアクティヴ・ラーニングだが、具体的にどのような能力が向上するのだろうか。ディベートの準備のために知識や論理的思考が養われるのはもちろんだが、ここで強調したいのは、思考の瞬発力が鍛えられる点である。

ディベートは将棋や囲碁のように相手がいるゲームだから、相手方がどのような論を立ててくるかは、ある程度予測できていても実際には分からない。それは尋問／答弁も同様であって、ディベートは、想定外の理論や質問に対して、とっさの反駁が要求されるのが特徴である。ここで必要な能力を、筆者は思考の瞬発力と呼んでいる。この能力が鍛えられるのが、座学の講義や、いわゆる研究会方式のような発表型のゼミ学習と決定的に異なる点であろう。知識は座学で身に付くから、演習では別の能力を鍛えたほうがよい。

学校の勉強は、時間をかけたほうが褒められる傾向があるが、実社会で仕事を行っていく場合、一つの仕事に掛けられる時間は限られていることが普通である。したがって瞬間的な思考力が未発達だと、学校では成績優秀であっても、社会では実力を発揮しきれないことがある。

この点について学生を見ていて気付くのは、知識量や思考力と、思考の瞬発力はまったく別系統の能力だということである。前者は、どちらかというところコツコツ積み重ねることで身に付く能力だが、後者は、いわゆる地頭や要領の良さに左右される面がある。ただし、後者すなわち地頭や要領に優れているタイプは、往々にして前者すなわち時間をかけた学習があまり得意ではない（時間をかけなくてもある程度できてしまうため）。ディベートで勝つためには、双方を鍛える必要がある。北大生はどちらのタイプも存在する。

もっとも、思考の瞬発力とは、あくまで脳内の知識を言葉に変換するスピードであって、いくらそのスピードがアップできても脳内に知識が備わっていなければ空振りするだけである。瞬発力さえあれば知識は

不要ということではない。むしろ、知識を暗記するのではなく、瞬間的に引き出せるようにほぐしておく必要がある。思考の瞬発力を鍛えるという意味は、知識を頭に入れる際には、引き出しやすい形にあらかじめ加工しておくことが重要なのだ、ということを理解させることでもある。

このように、筆者のゼミでは、知的財産法を題材としながら、様々な実社会で通用する一般的汎用的な能力（これをジェネリック・スキルと呼んでいる）を養成している。

5. 5. プレゼンテーション能力とグループの調整能力

思考の瞬発力の他に鍛えられる能力としては、プレゼンテーション能力とグループの調整能力であろう。これらも、知識とは別に実社会で求められるジェネリック・スキルである。

プレゼンテーションは、パワーポイントを用いた資料作りはもちろん、争点論点を他人に分かりやすく説明し、明快で平易かつ直截的な用語を使った説明議論が要求される。

先に述べたように、筆者のゼミではディベートのジャッジは学生が相互に行っている。この場合、勝敗を決するジャッジより、評価を受けるディベーターのほうが事案の内容や論点について詳しく正確に理解していることがほとんどである。この点、「正しい」ジャッジができるかどうかを心配されることがあり、本稿をお読みの方の中にも、「教員がジャッジをした方が正確なジャッジができるのではないか」と思った方もおられるだろう。実際にゼミの学生からも、「ジャッジもっとよく勉強しろや」という愚痴を（ディベートの敗者側から）聞くこともある。

しかし、実社会を振り返ってみればどうだろうか。たとえば上司からある問題について仕事を任された場合に、所定の解決策を示した資料を作って上司に説明することを考えてみると、問題についても解決策についても、上司より担当した自分のほうがよく理解していることがほとんどではなかろうか。しかし、いくら内容が良くても上司に伝わらなければ、評価を下げられて次からは大きな仕事が回ってこない。

すなわち実社会では、「よく分かっていない者」が「よく分かっている者」の評価を下すことがほとんどなのだ。設問側が用意した正解に辿り着けるかどうか

で評価がされるのは、学校の中だけなのである。教員である筆者にだけ伝わるようなプレゼンテーションでは、教室では褒められても社会では評価されない。

このように、プレゼンテーション能力を鍛えなければ、立派な成果であっても実社会では正当な評価を受けることは出来ない。宝の持ち腐れとなってしまうのである。逆を言えば、大したことが無い成果であっても、プレゼンテーション能力次第では優れた（過大な）評価を受けることが出来る。ボロが出るまではそれで凌ぐこともできよう。

また筆者のゼミのディベートは3人1チームのチームである。ディベートは、1人でやるより3人でやるほうが難しい。意見をまとめる必要があるからである。しかしあえて3人としたのは、実社会ではチーム単位で業務を行うことが多いからである⁹⁾。ディベートは、相手チームに対する前にまず自分のチーム内で意見をすり合わせなければならない。また学生個人個人には、それぞれサークルやアルバイトもある。3人の時間を調整し、それまでに個々に作業を割り当て、自分の時間にそれをこなして3人で話し合いに臨むといった一連のスキームは、まさに実社会における仕事の進め方と同じである。

またチームリーダーとなる4年生は、前1年間の経験を生かしてチームを引っ張っていかなければならない。リーダーとしてどのようにチームを率いるか、リーダーシップを鍛えられるわけである。最近では大学でも、「リーダーシップ論」のような座学もあるが、筆者のゼミではそれをアクティヴ・ラーニングの形で実践できるわけである。

このように、3・4年生のディベートゼミの目的は、表面的には知的財産法の修得なのだが、実は真の目的は、ジェネリック・スキルの養成にあると言っても過言ではない（実務家出身の筆者らしいといえば自画自賛だろうか）。この意味では、ここでの知的財産法の勉強は、目的のようには見えて実は手段に過ぎない。「手段の目的化」とは逆の、「目的の手段化」が生じているのである。

5. 6. 親善ディベート大会

1年間のゼミでは、ゼミ内でトーナメント形式で優勝を競っているが、この他、例年、早稲田大学や立教大学（いずれも上野達弘教授がご担当）と親善ディベート大会を開いている（2020年はオンライン開催

となった)。この親善ディベート大会も、いつのまにか10年を超えて続いている。先に述べたように、上野教授のゼミとはディベートルールの共通性が高いため交流戦が可能なのである。ここにはゼミの代表を選抜してチームを組んでいる。選手は、学生相互の投票で決めている。

この親善ディベート大会は、学生たちにとって大きな目標となっている。選手に選ばれること、ライバルに勝つことという明確な目標を設定できるのは、学習の大きな意欲となる。大学の学習はその先に受験という目標が無いためにどうしても緩くなってしまいがちだが、筆者のゼミでは明確な目標を与えられている。これも、上野教授と早稲田、立教両大学の学生さんのおかげである。どれほど感謝をしても足りない。この御恩は、親善ディベートで少しでもよい議論をすることでしか、返すことが出来ないであろう。

親善ディベート大会には、他大学の教員のほか、裁判官、弁護士等の実務家の先生方にゲストジャッジに来ていただいている。本稿をお読みいただいている先生方の中にも来ていただいた先生がいらっしゃるかもしれない。

なお親善ディベート大会にあたっては、北大生は東京まで遠征することになるが、この遠征については、長年に渡ってある弁理士先生にご寄付⁽¹⁰⁾を頂き、費用に充てている。紙面を借りて深く感謝申し上げる。

6. ②理系大学院向けの教育方針

6. 1. 発明者教育としての知財教育

続いて、②についてはどうか。

②理系大学院における知財教育は、特許法を中心に、「法」というよりは「制度」を解説している。これは企業における発明者教育と非常に共通性が高く、これをお読みの弁理士先生方も、企業や大学において講師を務められた経験がある方も少なくないと思われる。大筋では、弁理士先生方の講義と大差はなかろうと想像する。理系大学院生は将来の発明者であり、企業の研究職に就けば必ず知財教育を受けることになるから、②の講義は、それを大学院で“予習”するという意味がある。「特許の知識を大学院で勉強済みであれば、同期社員に差を付けられるぞ！」と講義で話すことで、学習意欲を煽っている。

同時に、産学連携が盛んとなった今日の大学では、博士課程の院生を中心に、すでに発明者として特許公

報に名を連ねている院生も決して珍しくはない。実際に弁理士と話をしたことがある者もいるようである。また、発明者とまではいなくても、同じ研究室の教授や先輩が特許を出しているところを横目に見ている者も多い。近年では、特許出願も理系研究者の研究業績として、科学研究費補助金の審査の対象ともなっている。

このように、②の受講者である理系大学院生たちは、ある程度具体的に、「発明」「特許」というものについてイメージを持っている。この点は、①の法学部生と大きく異なる点である。

6. 2. 理系大学院生に法律専門家が教育を行う意味

もっとも、①の法学部生は、基礎科目の勉強を通じて法や制度には必ず「目的」「立法趣旨」がある、ということを知っているのに対して、一般的な法知識がない②の理系大学院生たちは、この点が希薄である。筆者も弁理士を目指して勉強を始めた時に、「立法趣旨」という概念に触れた。その時の新鮮な驚きは今でも忘れていない。

もちろん、②の講義は、理系大学院生たちに法学そのものを教育しようとするものではない。無理に行えばアレルギー反応を生じる可能性もある。しかし、「出願から1年6月経つと出願公開が為されて29条の2が…」「拒絶査定に対しては不服審判が…」という具合に、単に制度を教育するのであれば、法律専門家である筆者が行う意義は無いように思う。

したがって筆者は、出来るだけ「法」という言葉や条文を使わないように配慮しつつも、「なぜ特許制度が存在するのか」「制度の目的からして新規性は…」という具合に、制度の趣旨や根拠に遡って説明することを心掛けている。説明は長くなるが、大学院生にはこの方が知識が定着しやすい。この点が、法律の専門家である筆者が理系大学院生に講義を行う意味だと思っている。

もう一つ気を付けている点は、弁理士と発明者の住み分け、作業分担である。この点は企業内弁理士時代に気づいた点でもあるが、発明者は、弁理士と同等の知識や能力を持つことは求められておらず、専門的な判断や手続きは弁理士に委ねて、発明者自身は発明することに注力し、特許に関しては、弁理士の説明を正確に理解できれば十分だ、という点である。

上に述べたように②の講義では、法趣旨まで遡った

説明を行ってはいらるが、それはあくまで制度を深く理解してもらうためであって、弁理士の養成を目的としているわけではない（ただし、この点は後述）。したがって、発明者は知らなくとも弁理士が知っていれば十分な知識（例えば、出願人同一の場合は29条の2は適用されない、等）には決して触れない。その時間があれば、実務家時代の裏話でもしたほうがよい（学生院生は、実務家時代の話が大変にお好みである（笑）。「ここから先は弁理士さんに相談すれば大丈夫です」として講義を先に進めることは多い。

6. 3. 理系大学院生にも必要な批判的精神

①では、学生を持つ「誤った先入観」に触れたが、②でも同じようなことがある。②の理系大学院生は、「発明」「発明者」という概念に対してやや大げさな意識を抱いている。これは、学術的成果の競争の激しさからくるものであろうか、また、近年では、論文の捏造や研究室内のパワハラ防止のために、大学院教育においても、実験結果の正確性・正当性や論文著者の適格性などが重視されてきたためであろう。ここに、産学連携のプレッシャーが加わると、「発明を基に起業して大儲け」「発明者たるプライオリティー」という歪んだ特許像が結ばれてしまう。実際にコメントペーパーを読むと、多かれ少なかれ理系大学院生はそのようなイメージを持っている。

したがって②では、それをさり気なく矯正することも忘れない。たとえば、確かに特許を取れば儲かることもあるが、「儲ける」前にまず、発明に投じた先行投資の回収が先でしょ、タダで発明はできないよね？と説明する。そして特許制度は、発明者の投じた先行投資を、補助金として直接金銭で渡すのではなく、市場から優先的排他的に回収する機会＝チャンスを与えているだけで、その回収に失敗すれば大儲けどころかマイナスだ、と説明すれば、北大の大学院生であればすぐに理解できる。

あるいは、特許制度は発明者を称えて特権を付与する制度だと先入観を持っている院生も少なくないのだが、発明者の保護は手段であって、最終目標は、科学技術の発展と産業の隆盛だということを丁寧に説明すれば、その制度設計の巧みさに感心して知識として深く定着する。

と同時に、特許に対する甘い幻想も打ち碎かれるわけだが、同時に、インターネット等で無責任に流布す

る「特許で起業チャンス！」という類の記事は眉に唾しながら一歩引いて接するべきだ、という批判意識も芽生えるのである。②に限らないが、受講者の先入観は、上手に打ち砕いてやると逆に深い理解に繋がるのが往々にしてある。

このように、筆者の行っている教育は、②の教育も①と同様、法（②では制度）の正確な理解と批判的意識という「共通目的」を、①と異なる形で備えているのである。

6. 4. 理系大学院生と弁理士資格

ところで、②の教育は弁理士の養成ではないと述べたが、②では、全15回のうち1回を割いて、「弁理士と弁理士試験」という、弁理士という資格とその仕事の紹介を行っている。弁理士に関する講義は、①の法学部・法学研究科では行わない。②の講義でこれを行うことにしたのは、②の講義を始める十数年前には、理系の大学院生から直接、弁理士のことを伺いたいとメールをもらうことが少なくなかったからである。

②の講義の中では、弁理士という資格の意味や業務内容はもちろん、収入や生活（！）まで、筆者が体験し、見聞きした限りのことを話している⁽¹¹⁾（中には、とてもここには書けないようなことまで含まれているかもしれない！）。弁理士試験自体に関しては、インターネット等で調べればすぐわかることなのでそれほど時間は割かないが、大学院生の中にはすでに弁理士の資格に興味を示す者もあり、大学院の内に資格を取っておけば就活で有利になるでしょうか等と、コメントペーパーで質問を受けることもある。

しかし筆者は、大学院生の間は大学院の研究に専念し、弁理士の勉強は所定の学位を修めてから始めるよう勧めている。確かに弁理士資格を持っていれば、就職活動は極めて容易に進むだろう。しかし、北海道大学の大学院は、我が国の中でも有数の恵まれた研究環境にある。この環境を十二分に生かすためにも、まずは立派な修士／博士論文を書くことに専念しなさい、弁理士の勉強はそれからでも十分に間に合う、と指導している。筆者は学部卒であるため、大学卒業の3年後に弁理士資格を取得した時に改めて、大学院に進学しておけばよかったと後悔したものである（それは、北海道大学大学院法学研究科修士課程への進学という、当初想定していたものとは違った形で実現したが）。弁理士の勉強は時間さえ作ればどこでもでき

るが、研究は環境が無ければできない。

またこれは筆者だけの考えかもしれないが、弁理士は理系女性（いわゆるリケジョ）のためにあるような資格だと思っている（なぜ筆者がそう考えるかは、筆者の講義の受講者に聞いてほしい）。筆者の学生時代と比較して、理系大学院も女性がずいぶん増えたために、この話も欠かさずしている。

6. 5. 院生からの要望で設けた著作権講義

このように②の講義では特許を中心として、弁理士の話なども交えて講義を行っていたが、実はこれでは15回の講義が余ってしまう。そこでかつては、北海道大学の産学連携部門の方や現役の弁理士の方にゲストとしてお話しをしていただいたこともあった。しかし近年では、著作権や営業秘密についての回を新設した。これは、受講者からコメントペーパーで著作権関係の質問をされるのが非常に多く、目ぼしいものに限って解答したとしてもかなりの時間を取られるため、思い切って新設したものである。

著作権や営業秘密の話題は②の講義の趣旨からは逸脱するものかもしれない。著作権の勉強をしたければ、法学部の講義を他学部履修しに来なさい、というのが本筋かもしれないが、しかし、知りたいという知識欲が盛り上がっている機会を逃してはならないと考え、近年では、著作権については2回、営業秘密については0.5回程度を充てている。もちろんこの程度で体系的な講義は困難であるため、インターネット上の著作物の扱いや、私的複製の問題など、身近なトピックに絞っている。

7. ③オープンキャンパス等のセミナー

知的財産に興味を持つ者は、今や高校生にまで広がっているのか、北海道大学が年に1回8月に行っているオープンキャンパスでは、知的財産法を題材に講演を依頼されることが多い。オンラインで行われた2020年を別にすれば、すでに10年以上にわたって法学部の模擬講義のコンテンツとして筆者が提供している。

もともとオープンキャンパスとは、老若男女誰でも大学の勉強が体験できる、という趣旨であったが、近年では高校生の志望校選びのための大学見学といった色彩が非常に強くなっている。夏休みの課題として、（どの大学でもいいので）オープンキャンパスのレポート提出を求める高校が増えているとも聞く。そう

いった背景もあり、筆者も、高校生を主たる対象⁽¹²⁾として、とにかく彼らの興味や好奇心に訴える構成の講義を用意している。

具体的には、小林亜星 vs 服部克久事件（記念樹事件）を題材として、参加者たる高校生たちに実際に楽曲を聞かせ、似ているかどうかを判断してもらっている。その延長線として、世間で「パクリではないか？」と噂されている似たような楽曲の組み合わせを何組か聞いてもらい、記念樹事件との距離感を考えてもらっている。楽曲は、AKB48や乃木坂46など、高校生であれば多くが知っているアイドルを中心に選んでいる⁽¹³⁾。

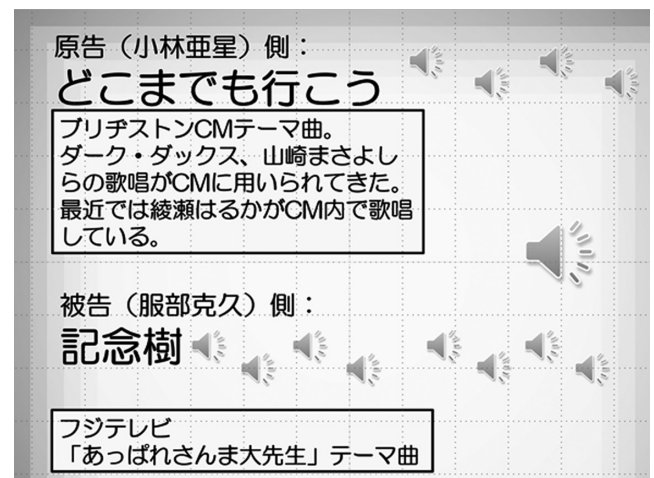


図4 オープンキャンパスの題材例

また、かつてインターネット上でいわゆる「炎上」した、SLAM DUNK vs 末次由紀事件（実際には訴訟とはなっていない）を取り上げ、バスケットボールマンガにおけるシュートフォーム等について、「似ざるを得ない」絵かどうかを考えてもらっている⁽¹⁴⁾。

一般向け（ここでは高校生向け）のセミナーでは、とにかく彼らの興味を引くことに注力している。単位や成績が関係ないセミナーでは、いかに受講者にこちら話を聞いてもらうかがすべてだと言っても過言ではない。

このように、高校生の興味を引く題材で話に引き込んでおいて、著作権法の目的やその仕組みであったり、日常用語と法律用語の違い（例えば、著作権法における「類似」といった法学部らしい話は、それまで見せ聞かせたパクリ疑惑事例と最後に結びつくように構成している。

高校生からすると、法学部というところか厳めしく、悪くすれば古臭く感じられても仕方ないかもしれない。実際、国際〇〇学部、総合文化〇〇学部というような華やかなイメージとはかけ離れている。またこ

れまでも述べたように、法学部というと、「やってはいけないことをひたすら覚えさせられる」というイメージを持たれているようである。しかし、法律は、決して人を苦しめたり、窮屈な思いをさせるために設けられたものではない。オープンキャンパスという機会を活用して、少なくとも北海道大学を訪れてくれた高校生については、このようなネガティブなイメージ（もしあれば）を少しでも払拭できればと思っている。

幸い、筆者の模擬講義は好評なようで、毎年法学部の一番大きな教室が満席になる（300人ほど）。オープンキャンパスに限らないが、満員の講義室で楽しく講義ができる日が一日も早く再来することを願っている。

8. 結びに代えて

筆者が北海道大学で教育に携わって既に18年になる。1995年に弁理士になった時には想像もつかなかった事態であるが、人と環境と幸運に恵まれて今日まで何とかやってこれた。大学教員は一般に、教育に関する方法論を学んだことが無いままに教育を任される。したがって試行錯誤でやっていく他ないのだが、筆者は、北海道大学で巡り合った多くの学生のおかげでこのような教育論を語る事が出来る身分にまでなった。本文中では触れられなかった多くの学生に感謝して本稿を結びたい。

(注)

- (1) 2003年より准教授（当時助教授）、2013年より教授を拝命している。
- (2) 理系の大学院では、オムニバスの講義の中で数回、知財に触れるものがあると聞いたことがある。
- (3) 以前は商標法、著作権法ともに6回ずつであったが、著作権法のトピックが増え、また学生の関心も高いため、商標法を1回減らし、その分著作権法を増やした。
- (4) お察しのとおり、講義名は名著「知っておきたい特許法」から拝借した。
- (5) <https://www.shueisha.co.jp/wp-content/uploads/2021/03/>

20210218.pdf（2021年5月28日閲覧）

- (6) 全国の法学部では、演習が必修となっていない大学もあると聞く。法学部に進学を希望する方は、演習が必修の大学を選ぶことをお勧めする。演習が必修でない大学は、全学生を受け入れ可能なだけ演習を用意することが出来ず、希望しても演習に入れない可能性があるからである（もちろんカリキュラムは各大学により異なるので、詳細はご自身の責任で調べてほしい）。
- (7) なお、北海道大学法学部のゼミでディベートを行っているのは筆者のゼミだけではないが、多数派とはいえないようである。
- (8) もっとも学生たちは、もちろん勉強も議論もするが、ディベートチームの結束を高めると称してランチや飲み会などに繰り出し、学生生活をエンジョイしているようだ。しかしそれは筆者の関知するところではない。
- (9) なお特許業務は企業内であろうと弁理士であろうと、基本的には単独プレイが多いであろうが、これは例外と言えるだろう。この点は筆者には向いていたが。
- (10) ご寄付いただける場合はこちらまで。北大フロンティア基金 (<https://www.hokudai.ac.jp/fund/>)
- (11) なお筆者の経歴については、<https://researchmap.jp/takabee> を参照。弁理士になった経緯は、吉田勝廣「息子を弁理士にする一方法」パテント49巻4号110~112頁（1996年）。
- (12) オープンキャンパスには、もちろん高校生の保護者等も参加できる。参加者のアンケートには、「娘の付添いにかこつけて、久しぶりに大学の講義を聞きたいと思って来ました」という回答もあった。オープンキャンパスは、もともと高校生向けに絞った企画ではなかったのだ。「高校生に付添いなど過保護だ」と言わず、本稿をお読みいただいた方々もぜひ、大学を見に来てほしい。
- (13) しかし、グループと言えどアイドルの寿命は短いため、題材も数年おきに見直す必要があるが、バクリを噂された楽曲がなければ題材として使えない。悩みどころである。現在の題材として使っている乃木坂46には、筆者のためにもいつまでも人気を保ってもらいたいものである。
- (14) 井上雄彦『SLAM DUNK』は名作である。連載が完結したのは現代の高校生が生まれる前の1996年であるが、「読んだことがある人、手を挙げて」とすると、少なくない数の手が挙がる。通読したことが無くとも、名シーンや名セリフは多くの高校生が知っているようである。

（原稿受領 2021.4.19）